

IV 卷 末 別 表

別表一1 特定施設の名称・施設・業種

別表第1（第1条関係）

特 定 施 設 一 覧 表

番 号	名 称	該当施設（主要例）	該当業種又は施設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設	採掘した鉱石（石炭、亜炭、石油及び天然ガスを除く。）の選別、品位向上等の為の処理を行う湿式の施設の内、金属鉱物の処理に於ける重液選鉱機、比重選鉱機及び浮遊選鉱機、並びに非金属鉱物の処理に於ける水を使用する篩分施設。 (注) 粘土鉱業の用に供する選鉱施設の概念は水洗式分別機を含む。	産業分類の10（金属鉱業）11（石炭、亜炭鉱業）、12（原油、天然ガス鉱業）及び13（非金属工業、但し、1318の砂、砂利、玉石採取業を除く。）に分類される業種であって、同分類の説明及び内容例示に掲げられている物。 (以下、番号は産業分類の番号を示し、当該番号に係る説明及び内容例示を含む。) (注) 非鉄金属の精錬及び精製に係る事業場は鉱業法及び鉱山保安法の適用を受ける物であっても、水質汚濁防止法による特定施設に関しては非鉄金属製造業として、令別表第1第62号による物とする。
	□ 選炭施設	採掘した石炭又は亜炭（原炭）及び水洗炭素に於けるぼたの選別、品位向上等の為処理を行う施設の内、石炭又は亜炭（原炭）の処理に於ける重液選炭機及びジグ、浮遊選炭機並びにぼたの処理に於ける水洗施設。	